

3

なぜ基本料金があるの？

水道料金は、「基本料金」と「従量料金」の2種類で構成されています

水道料金表(1か月分・税込)

区分 用途および メーターの口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)						
		0~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~100㎡	101~500㎡	501~1,000㎡	1,001㎡~
家事の用 (25mm以下)	1,452.00円	0円	220.00円	253.00円	291.50円	363.00円	385.00円	412.50円

※「家事以外の用」及び「公衆浴場用」の料金については記載を省略しています。

水道料金 = 基本料金 + 従量料金

「基本料金」とは

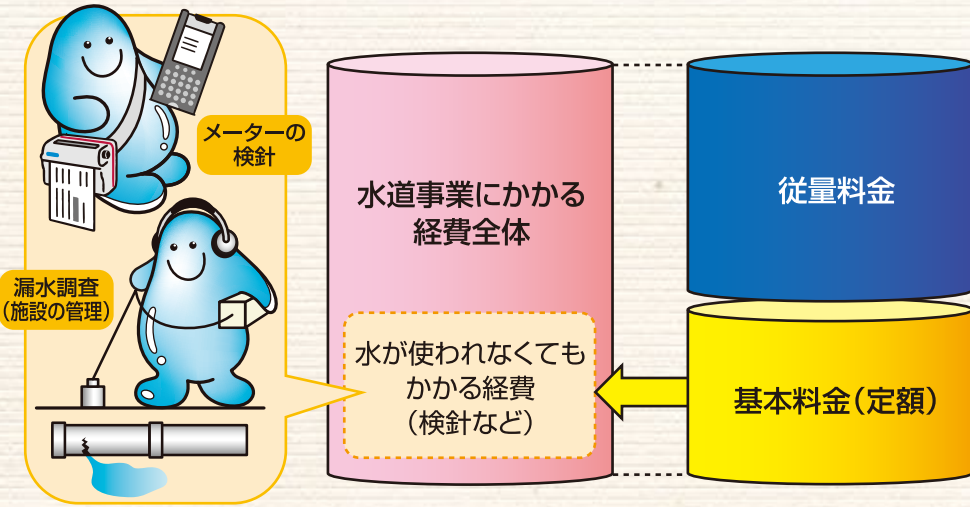
ご使用の目的や口径の大きさごとに設定された定額料金のことをいいます。

「従量料金」とは

使用した水の量に応じて負担していただく料金のことをいいます。



水が使われなくてもかかる経費を負担していただくため



水道事業では、水が使われなくてもかかる経費があります(例えば、メーターの検針や料金の収納あるいは施設の管理にかかる経費など)。このような経費については、使用した水の量に関わらず、基本料金として定額で負担していただいています。

4

なぜ10㎡までは従量料金がかからないの？

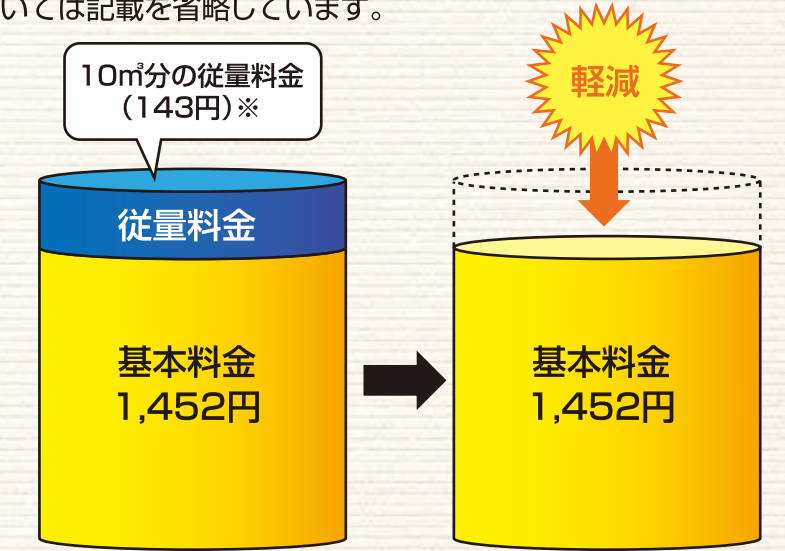
日常生活に欠かせない水の料金負担が軽減されています

水道料金表(1か月分・税込)

区分 用途および メーターの口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)						
		0~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~100㎡	101~500㎡	501~1,000㎡	1,001㎡~
家事の用 (25mm以下)	1,452.00円	0円	220.00円	253.00円	291.50円	363.00円	385.00円	412.50円

※「家事以外の用」及び「公衆浴場用」の料金については記載を省略しています。

入浴や炊事、洗濯、手洗いといった日常生活に欠かせない水の使用は、皆さまの健康を保ち病気を予防するものです。このように、水道には、公衆衛生を確保する役割があります。札幌市水道料金は、日常生活で使用する水の料金負担が軽減されるよう、家庭向けの「家事の用」の場合、1か月10㎡分までの従量料金は、0円で設定されています。



※料金が設定されたときの試算では、10㎡分の従量料金は143円となっています。

Q

1か月に5㎡しか水を使わないのですが、10㎡使った場合と料金は同じですか？

A

上記のとおり、札幌市水道料金は日常生活で使用する水の料金負担が軽減されるよう、「家事の用」の場合、1か月10㎡までの従量料金は0円で設定されています。このため、5㎡しか使用しない場合でも料金は同じとなります。

なお、基本料金については、水が使われなくてもかかる経費について、定額で負担していただく内容となっていますので、ご理解をお願いいたします。

(5ページ「なぜ基本料金があるの?」をご覧ください)

(「家事以外の用」については、3ページ下段の「(参考)「家事以外の用」の基本料金」をご覧ください)